

コンビニ交付サービスが一時停止します

電子機器のメンテナンスのため、コンビニエンスストアで住民票・印鑑証明・所得証明などの証明書が発行できなくなります。ご注意ください。

停止日 6月12日(水) 午後11時～14日(金) 午前9時(予定)

☎ **市民課 市民班**

☎ 773・6661

市民ガイドブック共同発行事業者の募集

市民サービス向上のために、新たな「市民ガイドブック」を市と共同で発行する事業者を募集します。発行者は、企画編集、広告販売、印刷製本を行うものです。

市民ガイドブックの概要

- ・ 行政情報と広告と合わせて130ページ程度
- ・ 発行部数23,300部

締切 7月5日(金)

☑ 企画書を添付してご提出ください。

詳しくは



☎ **秘書広報課**

☎ 773・6658

令和6年度の国民健康保険税

☎ **税務課 市民税係 773・6668**

国民健康保険税納税通知書・特別徴収開始通知書の発送日

「普通徴収（納付書または口座振替）」は6月14日(金)、「特別徴収（年金天引き）」は8月中旬

国民健康保険税の納税義務者

国民健康保険税の納税義務者は、国民健康保険の被保険者がいる世帯の世帯主です。納付書や通知書は、世帯主が国民健康保険に加入していなくても世帯主あてに送付します。

国民健康保険税の税率表

令和6年度国民健康保険税の税率は、市ウェブサイトをご覧ください。



低所得世帯にかかる国民健康保険税の軽減

低所得世帯にかかる国民健康保険税を7割・5割・2割軽減します。
※国民健康保険税の軽減範囲については、納税通知書の案内面または市ウェブサイトをご覧ください

未就学児にかかる軽減

未就学児（平成30年4月2日以降に生まれた人）にかかる均等割を5割軽減します。
※低所得世帯にかかる7割・5割・2割の軽減措置を受ける世帯の未就学児については、軽減適用後の均等割額からさらに5割軽減します

国民健康保険税の減免

世帯所得が著しく減少して生活が困難となったときや、災害で重大な損害を受けたときは、世帯状況や損害の程度に応じて国民健康保険税を減免できる場合があります。減免を受けるには、毎年申請が必要です。詳しくは、税務課 市民税係にお問い合わせください。

国民健康保険の届出は速やかに

国民健康保険の加入・脱退の届出は、異動が生じた日から14日以内に行ってください。

加入の届出が遅れると

- ・ 資格を取得した月までさかのぼり、国民健康保険税を納めなければなりません。
- ・ 保険証がない期間に医療を受けると、その医療費は全額自己負担となります。

脱退の届出が遅れると

- ・ 納める必要のない国民健康保険税が課税されます。
- ・ 社会保険の加入後に国民健康保険の保険証を使用して医療を受けた場合は、国民健康保険が負担した医療費を返還していただきます。